

# 仕事のスキルアップ・資格取得をめざす方へ 教育訓練給付金が拡充！

教育訓練給付制度は、働く方々の主体的な能力開発やキャリア形成を支援し雇用の安定と就職の促進を図ることを目的として教育訓練の受講費用の一部が支給されるものです。このたび厚生労働大臣が指定する特定一般教育訓練及び専門実践教育訓練の受講を令和6年10月1日以降に開始する方について、教育訓練給付金の給付率を引き上げる改正を行いました。

## メリット

企業イメージや社会的信頼性が高まり、競争力の強化が期待できます。また、従業員の活力向上や生産性の向上等の組織の活性化をもたらし、結果的に業績向上にも繋がります。



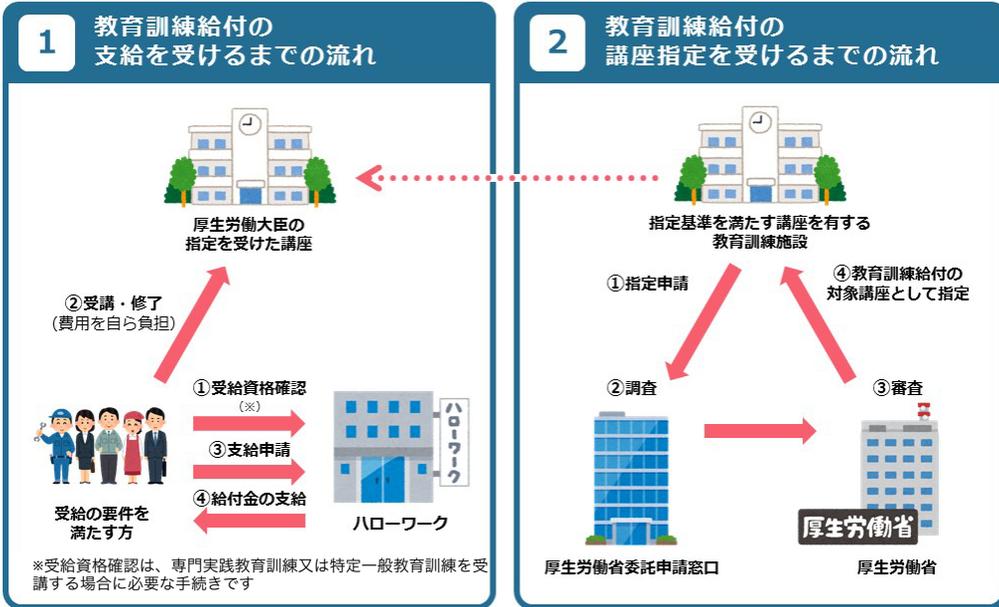
## 教育訓練給付制度

給付金の対象となる教育訓練は、そのレベル等に応じて、**専門実践教育訓練**、**特定一般教育訓練**、一般教育訓練の3種類があります。受給要件は厚生労働省HPをご確認ください。

## 給付支給額

**check!**

## 教育訓練給付制度の概要



※ 厚生労働省HP「教育訓練給付制度」より引用

	専門実践教育訓練給付金	特定一般教育訓練給付金	一般教育訓練
対象訓練	中長期的キャリア形成に資する教育訓練	再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練	雇用の安定・就職の促進に資する教育訓練
令和6年9月30日以前に受講を開始する方	教育訓練経費の <b>50%</b> (年間上限 <b>40万円</b> )を受講開始日から6か月ごとに支給します。さらに、資格取得・就職した場合は、追加で教育訓練経費の <b>20%</b> (年間上限 <b>16万円</b> )を支給。	教育訓練経費の <b>40%</b> (年間上限 <b>20万円</b> )を訓練修了後に支給。	
令和6年10月1日以降に受講を開始する方	上記の資格取得・就職に加えて、 <b>訓練修了後の賃金が受講開始前の賃金と比較して5%以上上昇した場合</b> は、教育訓練経費の <b>10%</b> (年間上限 <b>8万円</b> )を追加で支給。	上記に加えて、 <b>資格取得・就職した場合</b> 、教育訓練経費の <b>10%</b> (年間上限 <b>5万円</b> )を追加で支給。	教育訓練経費の <b>20%</b> (上限 <b>10万円</b> )を訓練修了後に支給。
	<b>70% ▶ 最大80%</b> (年間上限 <b>64万円</b> )	<b>40% ▶ 最大50%</b> (年間上限 <b>25万円</b> )	

経済的負担を抑えながら**技術革新やビジネスモデルの変化に対応したりリスクリング**に取り組むことが可能になりますので、この機会にチャレンジされてみてはいかがでしょうか。



田中会計事務所 (認定経営革新等支援機関)

TEL:03-5771-5373 MAIL:m-tanaka@leeking.co.jp

〒107-0052 東京都港区赤坂8丁目6番13号 新坂マンション504

～認定支援機関で対応できます～

- 各種補助金申請
- 経営改善計画書の作成
- 創業支援
- 優遇金利での資金調達 など



▲動画でも▲ご視聴できます